



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月 2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

### ○ 告示

- \*1167 平成元年和歌山県告示第772号 (鳥獣保護区の指定)の一部改正 (環境生活総務課)
- \*1168 平成元年和歌山県告示第777号 (鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1169 平成11年和歌山県告示第972号 (鳥獣保護区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1170 平成11年和歌山県告示第975号 (特別保護地区の指定)の一部改正 ( " )
- \*1171 鳥獣保護区の指定 ( " )
- \*1172 特定猟具使用禁止区域の指定 ( " )
- 1173 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (長寿社会課)
- 1174 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)
- 1175 " ( " )
- 1176 " ( " )
- 1177 救急病院の変更 (医務課)
- 1178 道路の区域変更 (道路保全課)
- 1179 新道路の供用開始等 ( " )
- 1180 道路の位置の指定 (都市政策課)

### ○ 選挙管理委員会告示

- 86 平成21年和歌山県告示第85号 (衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨)の訂正
- 87 衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

### ○ 正誤

平成20年11月28日付け和歌山県報号外(4)和歌山県規則第82号中

## 告 示

### 和歌山県告示第1167号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、竈山鳥獣保護区、花坂鳥獣保護区、川又鳥獣保護区及び大島鳥獣保護区を更新したので、平成元年和歌山県告示第772号(鳥獣保護区の指定)の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から適用する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

竈山鳥獣保護区の項第2号中「社有地隣接」を「同神社所有地隣接地」に、「三田海南線に」を「秋月海南線に」に、「南進し」を「南進し雄詰橋に至り、同所から県道三田海南線を西進し」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

#### (3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### 保護管理方針

鳥獣保護員及び和歌山市と連携し、鳥類の生息状況の把握に努め、区域内を訪れる利用者に対する安易な餌付け防止及び地域住民に対する生ゴミ等の放置防止の啓発に努める。また、自然とのふれあいの場、環境教育の場として活用を図る。

花坂鳥獣保護区の項第3号及び第4号を次のように改める。

#### (3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### 保護管理方針

鳥獣保護員及び高野町と連携し、巡視等を行い、鳥獣の生息環境に留意するとともに、愛鳥モデル校の環境教育の場として活用を図る。

川又鳥獣保護区の項第2号中「大字川又」を「大字川又の」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

#### (3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### 保護管理方針

鳥獣保護員及び印南町と連携し、定期的な巡視等に努め、安定的な鳥獣の生息に留意する。

大島鳥獣保護区の項第2号中「西牟婁郡」を「東牟婁郡」に改め、「附属」を削り、同項第3号及び第4号を次のように改める。

#### (3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

#### (4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

##### 保護管理方針

鳥獣保護員及び申本町と連携し、植物被害についてはその発生状況の把握に努め、有害鳥獣捕獲については被害等の実績を十分考慮して適切に対応する。

## 和歌山県告示第1168号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、大塔山系鳥獣保護区を更新したので、平成元年和歌山県告示第777号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から適用する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

大塔山系鳥獣保護区の項第2号中「18林班」を「118林班」に、「1004林班」を「1104林班」に、「1005林班」を「1105林班」に、「1006林班」を「1106林班」に、「1008林班」を「1108林班」に、「1009林班」を「1109林班」に改め、同項第3号及び第4号を次のように改める。

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施すること等により鳥獣の違法捕獲の防止等に努めるとともに鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 和歌山県告示第1169号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項ただし書の規定に基づき、阿尾鳥獣保護区を更新したので、平成11年和歌山県告示第972号（鳥獣保護区の指定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から適用する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項中「みちしお」を「みちしお（旧阿尾小学校跡）」に改め、第3項を次のように改める。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

告示に次の1項を加える。

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣のモニタリング調査等を通じて、区域内の鳥獣の生息及び繁殖の状況の把握に努め、鳥獣の生息に影響のない範囲内で自然とのふれあいの場、環境教育、学習の場として活用することを視野に入れた上で、関係機関と連携し保護管理に当たる。

## 和歌山県告示第1170号

平成11年和歌山県告示第975号（特別保護地区の指定）の一部を次のように改正し、平成21年11月1日から適用する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

第2項中「1007林班」を「1107林班」に、「1005林班」を「1105林班」に、「1004林班」を「1104林班」に、「18林班」を「118林班」に、「1006林班」を「1106林班」に、「1008林班」を「1108林班」に、「1009林班」を「1109林班」に改め、第3項を次のように改める。

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

告示に次の1項を加える。

4 特別保護地区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び田辺市と連携し、定期的に巡視を実施すること等により、静謐な環境の保持を図り、鳥獣の安定的な生息に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、豊富な植物相からなる鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

## 和歌山県告示第1171号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区を指定する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 名称

ゆかし瀉鳥獣保護区

2 区域

ゆかし瀉水面（湯川橋に至る湯川川を含む。）及び国道42号と一般県道236号勝浦港湯川線の交差点を起点に国道沿いを南下し湊橋を渡り、国道42号と湊橋横断直後の北西に延びる道路との交点から北西へ延びる道路沿いにおよそ130m進んだ地点から東北東に進み、ゆかし瀉の水面に至る地点を結んだ線とゆかし瀉水面の間にある陸地

3 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

保護管理方針

鳥獣保護員及び那智勝浦町と連携し、区域内の鳥獣の安定的な生息に留意する。また、自然とのふれあいの場、環境教育の場としての活用を図る。

## 和歌山県告示第1172号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、特定猟具使用禁止区域を指定し、平成21年11月1日から適用する。

平成11年和歌山県告示第978号（銃猟禁止区域の指定）は、平成21年10月31日限り廃止する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 遠田池特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

遠田池特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

御坊市湯川町富安地内の市道小松原富安線と市道小谷山線との交点を起点とし、同所から市道小谷山線を北西に進み市道富安入山1号線との交点に至り、同所から市道富安入山1号線を東進し市道富安入山1号線支線との交点に至り、同所から同支線を東進し市道小松原富安線との交点に至り、同所から同市道を南下して起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

2 初湯川・串本特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

初湯川・串本特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

椿山ダム提体西詰を起点とし、同所から日高川右岸沿いの国道424号を田辺市方面に上流へ進み小森トンネル手前の町道清滝五味線との交点に至り、同所から同町道を田辺市との境界まで進み、同境界上に沿って日高川を下流に進み、同川左岸の町道栗ノ木桑ノ木線との交点に至り、同所から同町道上を椿山ダム提体東詰に至り、提体上を西進し起点に至る線で囲まれた区域

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

3 百間山溪谷公園特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

百間山溪谷公園特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

百間谷口を起点とし、百間山溪谷遊歩道を千体仏まで登り、千体仏から西南西に尾根づたいに山道を進み遊歩道に至り、同遊歩道を南下し林道木守柚谷線に至り、同林道を西進し百間谷口に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

4 勝浦周辺特定猟具使用禁止区域

(1) 名称

勝浦周辺特定猟具使用禁止区域

(2) 区域

東牟婁郡那智勝浦町と新宮市の境界と国道42号との交点を起点とし、南東に進み赤島に至り（赤島を含む。）、同所から南西に大平石、山成島を経て鶴島灯台に至り（各島を含む。）、同所から北西に進み、越の湯地先に至り、同所から海岸線に沿って北に進み県道勝浦停車場湯川線に至り、同線を北西に進みJRガード下を通り国道42号に至り、国道42号沿いに北に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間

平成21年11月1日から平成31年10月31日まで

(4) 禁止に係る特定猟具の種類

銃器

和歌山県告示第1173号

介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したので、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者番号	氏名 〔法人の場合にあっては、申請者の名称〕	住所 〔法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地〕	法人の場合にあっては、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日 〔指定の有効期間の満了の日〕
3071700235	社会福祉法人渉久会	紀の川市桃山町最上1254-1	上住道宣	特別養護老人ホームヴィラもの里	紀の川市桃山町最上873	50	平成21.10.1 〔平成27.9.30〕

和歌山県告示第1174号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を指定したので、同法第69条第1号の規定に基づき次のとおり公

示する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 薬局

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	井關栄子	平成 21.10.1
オードラッグメッサガーデンパーク薬局	和歌山市松江1469-1	和田恵里子	平成 21.10.1

和歌山県告示第1175号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
きぼう薬局粉河店	紀の川市粉河3-2	—	井關栄子	平成 21.10.1
株式会社のぞみ	新宮市神倉4丁目3番5号	訪問看護	訪問看護ステーションのぞみ	平成 21.10.1

和歌山県告示第1176号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により指定自立支援医療機関（更生医療・育成医療）を次のとおり指定したので、同法第69条第1号の規定に

基づき公示する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	担当する医療の種類（薬局は除く。）	主として担当する医師（薬剤師）の氏名又は訪問看護ステーション等の名称	指 定 年月日
ましようクリニック	新宮市佐野1085-14	腎臓に関する医療	間生ゆり	平成 21.10.1

和歌山県告示第1177号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づく救急病院の変更について、次のとおり届出があった。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

変更事項（名称）		名 称	変 更 年月日
旧	新		
医療法人天竹会 竹中整形外科	医療法人天竹会 竹中整形外科 ・内科	医療法人天竹会 竹中整形外科・内 科	平成 20.5.1

和歌山県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 道路の種類 県道

2 路線名 比井紀井内原停車場線

区 間	新 旧 の 別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考 メートル
日高郡日高町大字 志賀字長堤465番1 地先から同町大字 志賀字川原55番1 地先まで	旧	6.46 ） 13.00	104.00	仮橋 L=20.00
日高郡日高町大字 志賀字長堤465番5 地先から同町大字 志賀字川原55番1 地先まで	旧	6.35 ） 10.04	102.30	谷口橋 L=15.00
同上	新	11.35 ） 16.15	102.30	谷口橋 L=19.50

和歌山県告示第1179号

平成21年和歌山県告示第1178号（道路の区域変更）で告

示した新道路は、平成21年10月16日から供用を開始し、旧道路は、同日から供用を廃止する。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

和歌山県告示第1180号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成21年10月16日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指定位置	申請者 住氏 所名	指定 年月日	道 路	
				幅 員	延 長
				メートル	メートル
3069	伊都郡かつらぎ町大字笠田東字東地藏前121番1一部、125番1一部、121番5一部	伊都郡かつらぎ町大字妙寺295番地 森本哲也	平成21.10.7	6.00	68.984

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第86号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第189条第1項の規定による平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の

報告書について、訂正の届出があったので、同法第192条第1項の規定に基づき、平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第85号（衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収支報告書の要旨）を次のとおり訂正し、公表する。

平成21年10月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

平成21年和歌山県選挙管理委員会告示第85号における収支報告書の要旨のうち、和歌山県第3区候補者二階俊博の第2回報告分の支出の欄中「広告費 1,876,218円」を「広告費 1,893,678円」に、「今回計 2,709,398円」を「今回計 2,726,858円」に、「総計 7,173,558円」を「総計 7,191,018円」に訂正し、同第3回報告分の支出の欄中「前回計 7,173,558円」を「前回計 7,191,018円」に、「総計 7,499,067円」を「総計 7,516,527円」に訂正する。

和歌山県選挙管理委員会告示第87号

平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動費用に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

平成21年10月16日

和歌山県選挙管理委員会委員長 諸木良介

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成21年8月30日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第1区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
- 3 報告書の要旨

23,826,400 円

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期間 9月18日から 9月18日まで	第3回分
出納責任者氏名	寺下 史朗				

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
		0 円	人件費	0 円
			家屋費	0 円
			選挙事務所費	0 円
			集会会場費	0 円
			通信費	0 円
			交通費	0 円
			印刷費	0 円
			広告費	213,906 円
			文具費	0 円
			食糧費	0 円
その他の寄附	件	0 円	休泊費	0 円
その他の収入		0 円	雑 費	0 円
今回計		0 円	今回計	213,906 円
前回計		7,050,000 円	前回計	7,839,651 円
総 計		7,050,000 円	総 計	8,053,557 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	106,575 円
	ビラの作成	290,535 円
	ポスターの作成	454,938 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	71,400 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	168,000 円
	計	1,251,612 円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 25 日	第 3 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	岸本 周平	候補者届出政党 又は所属党派	民主党	期間 9月28日から 9月28日まで	第 4 回分
出納責任者氏名	寺下 史朗				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円	
民主党和歌山県第 1 区総支部	政治団体	300,000 円	家屋費	0 円	
			選挙事務所費	0 円	
			集会会場費	0 円	
			通信費	0 円	
			交通費	0 円	
			印刷費	148,962 円	
			広告費	392,661 円	
			文具費	0 円	
			食糧費	0 円	
その他の寄附	件	0 円	休泊費	0 円	
その他の収入		0 円	雑 費	0 円	
今回計		300,000 円	今回計	541,623 円	
前回計		7,050,000 円	前回計	8,053,557 円	
総 計		7,350,000 円	総 計	8,595,180 円	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	106,575 円
	ビラの作成	290,535 円
	ポスターの作成	454,938 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	160,164 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	71,400 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	168,000 円
	計	1,251,612 円

報告書受理年月日	平成 21 年 10 月 2 日	第 4 回報告分
----------	------------------	----------

候補者氏名	谷本 龍哉	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 9月24日から 9月24日まで	第 2 回分
出納責任者氏名	藤谷 茂樹				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円	
		0 円	家屋費	0 円	
			選挙事務所費	0 円	
			集会会場費	0 円	
			通信費	476,225 円	
			交通費	0 円	
			印刷費	0 円	

その他の寄附	件	0 円	広告費	0 円
その他の収入		0 円	文具費	0 円
今回計		0 円	食糧費	0 円
前回計		13,000,000 円	宿泊費	0 円
総計		13,000,000 円	雑費	0 円
			今回計	476,225 円
			前回計	8,954,780 円
			総計	9,431,005 円

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	262,500 円
ビラの作成	462,000 円
ポスターの作成	550,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	37,380 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	45,360 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	97,650 円
計	1,454,890 円

報告書受理年月日	平成 21 年 9 月 29 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

- 1 選挙の種類 平成 21 年 8 月 30 日執行 衆議院小選挙区選出議員選挙和歌山県第 3 区
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額) 23,673,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	二階 俊博	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間 9月29日から 9月30日まで	第 4 回分
出納責任者氏名	中川 藤吉				

収入			支出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0 円	
		0 円	家屋費	0 円	
			選挙事務所費	0 円	
			集会会場費	0 円	
			通信費	59,550 円	
			交通費	0 円	
			印刷費	0 円	
			広告費	43,890 円	
			文具費	0 円	
			食糧費	0 円	
その他の寄附	件	0 円	宿泊費	0 円	
その他の収入		0 円	雑費	0 円	
今回計		0 円	今回計	103,440 円	
前回計		6,000,000 円	前回計	7,516,527 円	
総計		6,000,000 円	総計	7,619,967 円	

項目	金額
選挙運動用通常葉書の作成	257,250 円
ビラの作成	462,700 円
ポスターの作成	808,000 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	円
計	1,730,142 円

報告書受理年月日	平成 21 年 10 月 1 日	第 4 回報告分
----------	------------------	----------

## 正 誤

## 正 誤

平成20年11月28日付け和歌山県報号外(4)和歌山県規則  
第82号中

ページ	段	行目	誤	正
1	右	下から12	第15条の9第1項前段	第15条の8第1項前段
		下から10	第15条の9第1項後段	第15条の8第1項後段
2	左	上から15	15条の3第2項第4号	第15条の3第2項第4号
4	右	上から21	改め	改め、同条第2項中「2級建築士」を「二級建築士」に改め
		下から5	改め	、「2級建築士免許証」を「二級建築士免許証」に改め